

あなたのお店は、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設ですか？

はい

あなたのお店では、たばこの
対面販売を行っていますか？

いいえ

はい

あなたのお店は、設備を設けて
お客に飲食をさせていますか？

いいえ

あなたのお店は、設備を設けてお客に飲食
をさせていますか？

はい

いいえの方は「施設管理者向け標識掲示
パンフレット」8Pをご覧ください。

はい

いいえの方は「施設管理者
向け標識掲示パンフレット」
9Pをご覧ください。

いいえ

「通常主食と認められる食事」を主として提供
していない（ランチ営業以外など）

【主食例】米飯類、菓子パンを除くパン類、めん類、
ピザパイ、お好み焼きなど

はい

あなたのお店は、以下の4要件を
すべて満たしていますか？

- 2020年4月1日現在既に営業している
- 客席面積100㎡以下
- 個人または中小企業（資本金5千万円以下）
- 従業員を雇用していない

該当する標識をお店の入口に貼りましょう



喫煙目的室
客席の一部の場合



喫煙目的店
店内全部の場合

※ランチ営業をする場合でも喫煙目的施設としての規制は適用されるため、
20歳未満の者の立入は禁止。（ランチ営業時間を禁煙にしても同様）

満たしている

お店の喫煙環境を、以下のA～Eから選び、
標識を掲示する義務があります。

- A 全面禁煙にする
- B 客席とは別に店内に喫煙専用室を設ける
- C 客席の一部を喫煙可能室にする
- D 店内全部を喫煙可能にする
- E 客席の一部を加熱式たばこのみ喫煙可能な喫煙室にする

満たしていない

お店の喫煙環境を、以下のA・B・Eから選び、
標識を掲示する義務があります。

- A 全面禁煙にする
- B 客席とは別に店内に喫煙専用室を設ける
- E 客席の一部を加熱式たばこのみ喫煙可能な喫煙室にする

該当する標識をお店の入口に貼りましょう

A



禁煙

このお店は
店内すべて
が禁煙です。

B



喫煙専用室あり

このお店には喫煙室があり、そこには20歳未満は立入できません。喫煙には、加熱式たばこも含まれます。

喫煙室入口にも下記の標識を掲示します。



喫煙専用室

C



喫煙可能室あり

このお店は、客席の一部に喫煙可能な客席があり、そこには20歳未満は立入できません。喫煙には加熱式たばこも含まれます。

喫煙室の入口にも下記の標識を掲示します。



喫煙可能室

喫煙可能室の届出が必要です。同封の案内チラシをご覧ください。

D



喫煙可能店

このお店では、店内全部で喫煙ができるため、20歳未満は入店できません。喫煙には、加熱式たばこも含まれます。

喫煙可能室の届出が必要です。同封の案内チラシをご覧ください。

すべての事項について、詳細は、「施設管理者向け標識掲示パンフレット」をご覧ください

E



加熱式たばこ専用喫煙室あり

このお店には、加熱式たばこ専用の喫煙室があり、そこには20歳未満は立入できません。

喫煙室入口にも下記の標識を掲示します。



加熱式たばこ専用喫煙室

標識は東京都ホームページからダウンロードできます。また、板橋区の相談窓口でも配布しています。